

令和7年度

施政方針

主役は町民^{わたし} 歴史を未来へつなぐまち たどつ

多度津町

【はじめに】

本日、令和7年第1回多度津町議会定例会の開会に当たり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策及び令和7年度予算の概要についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、能登半島地震をはじめ、豊後水道を震源とする地震や各地で水害等が発生いたしました。これらの災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々が一日でも早く日常生活を取り戻せられますことを、心より願っております。

そのほか、南海トラフ地震臨時情報の発表、続く物価高騰だけでなく、世界情勢も大きな局面を迎えています。

私たちを取り巻く環境は、大きく変わろうとしていますが、こういう時代だからこそ、町民の皆様とともに手を取り合って、この困難な時代を乗り越えていかなければならないと考えております。

第7次多度津町総合計画に掲げました、まちの将来像「主役は町民（わたし）歴史を未来へつなぐまち たどつ」のとおり、先人たちが守り続けてきた本町の歴史・伝統・文化をしっかりと受け継ぎ、次の世代に継承し、「住みたい」「住み続けたい」と町民の皆様に思っただけのまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【政府の経済見通しと予算】

さて、令和7年度の我が国経済は、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされております。

地方財政計画では、地方税は前年度比6.4%増の45兆4,493億円、

地方交付税は前年度比1.6%増の18兆9,574億円、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロが見込まれております。

【令和7年度予算】

このような背景の下、本町の令和7年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第7次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、優先的かつ重点的に予算化したところであります。

その結果、令和7年度の一般会計予算総額は100億1,800万円、前年度との比較で6.4%の増額となっております。また、特別会計全体では、前年度比3.7%減の53億4,800万円弱、全会計合計では、前年度比2.7%増の153億6,600万円弱となっております。

【重点施策】

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の1点目といたしましては、「人口減少対策としての地方創生事業」であります。

現在、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期たどつの輝き創生総合戦略」を策定中ではありますが、第2期戦略を継承・発展させるため、「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を増やす」、「たどつにスミタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」の4つを基本目標に据え、各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでいくこととしております。新年度も引き続き、たどつの歴史・文化・伝統をいかした、魅力ある「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。

まず、魅力ある「まちづくり」を目指す施策といたしましては、本通一丁目の

周辺、いわゆる「多度津町本町（ほんまち）」と呼ぶ地区には、港町・商家町（しょうかまち）としての歴史を反映した伝統的建造物群が、優れた歴史的風致を形成して今も残っており、学術調査により高い文化財的価値を有していることが明らかとなっています。そこで、この地区に伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる「伝建制度」を導入して、伝統的町並みの保存と歴史的な資源を活用した「まちづくり」に取り組み、ひいては、観光の振興、商業をはじめとする産業の発展、交流人口等の増加、移住・定住の促進や空き家・空き地対策等の施策を推進してまいりたいと考えております。

こうした取組を行っていく上で、民間の方々のご理解、ご協力は不可欠であります。「伝建制度」に関しては、「たどつ本町筋を愛する会」という民間推進団体が組織され、制度の導入に向けて各種PR活動が展開されています。また、本通商店街では、これらの活動に賛同する商店主や民間団体が結集し、令和5年4月に『「第4土曜は！本町デー」実行委員会』が組織され、毎月第4土曜日に子どもも大人も楽しめるイベントが開催されています。イベントは2年目を迎えた令和6年度も継続的に行われており、本町のにぎわいづくりに繋がっています。

本町では、これら民間の方々と連携・協力しつつ、また、文化庁や県教育委員会からも適宜指導・助言をいただきながら、「伝建制度」の導入に向けて取組を行っています。制度導入には地域住民の方々に広くご同意をいただくことが必要となることから、職員が個別に訪問するなどして、制度の内容と制度導入の意義をご説明させていただきますとともに、同意書の提出をお願いしております。また、令和5年4月には学識経験者、民間団体及び地域住民の方を委員とした、多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置し、保存地区の範囲の検討や保存活用計画の策定など、本町における制度の詳細を設計しているところであります。今後とも、これらの取組を推進してまいります。なお、保存地区の決定については、都市計画審議会における都市計画決定が必要となるため、県と連携しながら、事務を円滑に進められるようにしてまいります。

これらの取組が完了次第、国に対して重要伝統的建造物群保存地区への選定を申し出てまいります。国の文化財である「重伝建」に選定された後は、国や県から補助を受けながら伝統的町並みの保存と活用を進めるとともに、町指定文化財である旧合田家住宅についても文化財的価値をいかした活用を行ってまいります。こうして地区全体の魅力を高めながら「まちづくり」を進め、その効果を町全域へと広げていきつつ、本町ならではの地域創生を実現してまいりたいと考えております。

また、交通の要衝として発展してきた多度津町の歴史を県内外に発信するため、令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」について、「北前船日本遺産推進協議会」との連携を深めながら、最大限に有効活用し、交流人口等の増加に向けて一層取り組んでまいります。

次に、魅力ある「ひとづくり」を目指す施策といたしましては、まちづくり団体や住民との協働に引き続き取り組み、多度津町タウンプロモーション事業については、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております、本町の「魅力づくり」と「情報発信」への支援を継続することにより、本町の認知度向上と、まちの活性化に真剣に取り組む人々の増加を図ってまいります。

また、コミュニティ通貨まちのコイン「どつつ」の活用などにより、町内の事業者・団体と町内外に住む人々との繋がりを創り出し、交流人口と呼ばれる、観光目的で本町を訪れる人々だけではなく、本町と多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の増加にも併せて取り組んでまいります。

2点目は、「少子高齢化対策」であります。

令和7年度を初年度とする「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画の基本理念である『「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして』の実現に向け、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援に繋がる施策の充実に努めてまいります。

近年、さらに核家族化が進み、地域の繋がりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱いている妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援体制の確保・強化に努めてまいります。

子育て家庭への経済的支援につきましては、妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て家庭に対し給付する「出産・子育て応援ギフト」を、新年度は「妊婦のための支援給付金」として、出産・育児関連用品又は現金を支給いたします。あわせて、医療費無料化の対象を従来中学卒業までとしていたものを、令和5年4月から高校卒業まで引き上げており、引き続き子育て家庭の家計負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成に努めてまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、要保護児童対策部会などを通じて、関係機関との連携を強化するとともに、「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」に基づき、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

次に、高齢化の進展に伴い、介護保険制度の安定的な運用がますます重要になっております。そのため、「第10期多度津町高齢者保健福祉計画・第9期多度津町介護保険事業計画」に基づき、制度の持続可能性の確保を図りつつ、適正な運用に努めてまいります。

また、高齢者を対象として、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施することにより、疾病予防・重症化予防と健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

3点目は、「財政の健全化」であります。

引き続き「中期財政計画」に基づき、健全な財政運営に継続して取り組んでまいります。

本町の財政運営につきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも国の基準を下回り健全な範囲内となっているものの、近年、東日本大震災を

教訓として様々な防災・安全対策事業を集中的に実施してきたことから、全国的にみて高い比率となっており、また、ここ数年、歳出に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入により補てんしている状況が続いております。

今後の財政の見通しといたしまして、歳入面で、自主財源の大半を占める町税収入については大きな増収は見込めない中、歳出面では、少子高齢化に伴う社会保障費や老朽化が進む公共施設の改修、賃金上昇や物価高に伴う経費の増加が見込まれ、また、数年後には新庁舎建設事業に係る町債の元金償還も本格的に始まることから、財政状況は更に厳しさを増していくものと見込まれます。

こうした中で、将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするためにも、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用、使用料や手数料の見直しなど、あらゆる歳入確保策を講ずるとともに、一層の行政の効率化などにより歳出の抑制を図り、現在の歳出超過の改善に努めることで、本町財政の健全性が保たれるよう取り組みを進めてまいります。

【主要施策】

続きまして、主要施策について、第7次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」であります。

【子育てをしやすい環境づくり】

まず、子育てをしやすい環境づくりであります。産後、身体的な回復のための支援や、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等が必要な母親に対して行う「産後ケア事業」の充実に努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、看護師、保育士が安心して安全に出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ

目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともに、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭・受療等により乳幼児の保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を預かり保育する「一時預かり事業」の更なる充実に努め、利用促進を図ってまいります。

幼児教育無償化により、保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整った一方で、保育ニーズが高まったことによる待機児童問題に対しましては、本町が独自に実施しております、保育所等が人材派遣会社を通じて新たに保育士を雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料補助金」などの保育士確保対策への補助のほか、国や県とともに町内保育所等の老朽化に伴う施設整備に対する支援を行い、必要とする保育サービスが行き渡るように、保育所等と連携・協力して取り組んでまいります。

放課後児童クラブにつきましては、町内全ての小学校区において全学年の受入れをしております。令和2年度から香川県作業療法士会の協力を得て、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで、子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。

今後とも、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

【豊かな心を育てる教育の充実】

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。子どもたちが明るい未来を描き、主体的に生きるための資質と能力を育むために、『「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育』、『「幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育』、『多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にした教育』を推進してまいります。

そのために、「確かな学力の育成」につきましては、「個を活かす協働的な学び」の実現と「個に応じたきめ細やかな指導」の充実のために、幼稚園及び小中学校において、各種支援員を継続配置するとともに、GIGAスクール構想により整備したネットワーク環境や1人1台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化した、資質や能力がより一層着実に育成できる教育を実現できるよう取り組んでまいります。その取組の実現に向けて、令和6年度は国のリーディングDXスクール事業を受託し、多度津中学校及び多度津小学校を指定校として研究を行ってまいりましたが、次年度も引き続き実施してまいります。

「豊かな心を育て、健康な心と体を育む取組」につきましては、幼・保・小・中の発達の段階や学びの連続性を捉えた教育を推進するとともに、各種副読本などの教材を活用することによって「ふるさとを愛する心」など、道徳心を醸成してまいります。また、自他の命を大切にする健康教育を推進するとともに、さらに、本町の中学校における部活動の将来の在り方を考えるため、多度津町部活動地域移行検討協議会を設置し、令和7年度末を目途に方針を示したいと考えております。

「学校施設・設備の整備と教育環境の整備」につきましては、災害時には避難所となる多度津中学校体育館への空調設備設置事業が令和7年度中に完成する見込みとなっております。さらに、ICTをより活用できる設備の整備を推進するとともに、様々な教育課題に対応できる人材を配置することにより教育環境の整備に努めてまいります。

「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、保育・教育の充実、質的向上のため、幼稚園の適正規模・適正配置の推進は、必要な事業であると考えておりますので、関係各課で諸課題について協議し、事業の実施に向けて計画的に進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、非行の早期発見や健全な社会環境づくり、心身と

もに健全な青少年の育成活動の推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域や高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

児童・生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団や子ども会による富山県南砺市福野地区との交流が再開され、地域の体験活動やスポーツを通じて互いの友情の輪を広げることができました。引き続き心豊かな子どもの育成を図り、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を推進してまいります。

そして、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、令和6年度も夏休み等の長期休業中に、公民館等で教室を開催し、参加した児童に魅力ある体験活動を提供することができたと考えております。令和7年度以降も、教室の充実を図りながら、各小学校区で実施できるよう努めてまいります。

さらに、「二十歳のつどい」につきましては、二十歳の方の有志でプロジェクトチームを組織し、行政と連携することで、参加者の気持ちに寄り添った企画・運営を行えるようにしております。本町の未来を担う二十歳の方々にとって、「二十歳のつどい」が、大人としての自覚を高め、思い出に残る式典となるように、工夫して取り組んでまいります。

【誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくり】

次に、誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくりではありますが、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザをはじめとする様々な感染症から身を守るために、町民の皆様感染症予防対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、手指消毒の励行など基本的な対策の徹底を呼びかけながら、安全に安心して生活が送れるよう努めてまいります。

また、「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民・地域・関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、引き続き健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても、引き続き、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など、関係機関との連携を強化し、徹底した感染症拡大防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後とも経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、運営を継続できるよう、医師・看護師の確保と、医療機器・医薬材料の維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病等の重症化予防に取り組んでまいります。また、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となったことから、医療機関等での利用について、周知に努めてまいります。

介護保険につきましては、サービス提供事業者に対する実地指導やケアプランの個別点検等により、制度の適正な運営に努めるとともに、社会福祉協議会・地域包括支援センターと連携して、介護予防・認知症予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、被保険者の増加により、医療費や保険料の増額が見込まれますが、香川県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の介護予防と健康の維持・向上に取り組んでまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の

推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

また、「第2次多度津町地域福祉計画・自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画」につきましては、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組むことで、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

障害者福祉の充実につきましては、「第5次多度津町障害者基本計画・第7次多度津町障害福祉計画・第3次多度津町障害児福祉計画」に基づき「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまち たどつ」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を引き続き推進してまいります。

ひきこもり支援につきましては、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」をプラットフォームとするとともに、令和3年12月には、民間委託による「ひきこもり相談支援窓口」が開設されております。さらに、第55回多度津町社会福祉大会の5年ぶりの記念講演において、ひきこもりに関するテーマを取り扱い、多くの参加者にひきこもりに対する正しい知識の普及啓発を行うことができたものと考えております。

また、関係機関による実務者会を定期的に行うことで、各機関との積極的な情報共有による横の繋がりを強化しております。今後とも当該取組を継続していくことにより、支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者にきめ細やかに寄り添った相談体制の一層の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、支援が必要になった方の暮らしを様々なサービスによりサポートし

てまいります。

【生涯学習社会の形成】

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、地域交流センターを有効活用して、生涯学習や社会教育の活動を支援するとともに、公民館においては、町民が生涯にわたり学びを深め、また、学習活動を続けていくため、公民館講座等の情報提供や活動の場の提供を行ってまいります。また、図書館活動につきましては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど、誰もが安心して快適に学習ができる環境の維持・構築に努めます。さらに、生涯学習に関する各種推進計画の見直しにつきましても、今後とも協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を引き続き支援するとともに、町民体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めてまいります。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢見て、競技や練習に取り組むことができるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

さらに、社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕・改修を行い、利用者の方々が安心して利用していただけるよう引き続き努めてまいります。なお、多度津町総合スポーツセンターの第一体育館につきましては、建設から約45年が経過し、老朽化が著しいことから、利用者の皆様の安全を最優先に考え、令和7年度から第一体育館の利用を停止し、当分の間、休館することといたしております。利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、社会体育の振興を図るために、第一体育館を含むスポーツ施設の今後のあり方についても検討を行いながら、幅広いご理解とご協力が得られるよう、

丁寧に説明を重ねてまいります。

基本政策の2点目は、「安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり」であります。

【安全で快適な都市空間の形成】

まず、安全で快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地のスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」やJR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備といたしましては、令和4年3月に暫定2車線で供用されました県道丸亀詫間豊浜線（西白方工区）さぬき浜街道の4車線化の早期整備及び県道多度津丸亀線のさぬき浜街道までの未整備区間の早期完成に向け、引き続き、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査結果の整備計画に基づき、計画的に整備を進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部の整備促進や、町道部になります町道277号線の未整備区間等についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

公共交通の利便性向上と利用促進につきましては、令和6年度に、無作為に抽出した住民の方々に委員となっただき、「自分ごと化会議」を実施し、本町の実情に即した今後の地域交通の在り方について、熱心に議論いただきました。

「自分ごと化会議」からの提案書を受け、まずは、デマンド型交通の実証実験に取り組んでまいります。

また、離島航路につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に継続して取り組むとともに、「島しょ部航路運賃助成事業」を実施

してまいります。

さらに、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定のPRイベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、町内での高齢者の交通事故が後を絶たない状況にあるため、引き続き、高齢者の交通事故抑止に繋がるよう、高齢者運転免許証自主返納支援事業や交通安全教育等を推進してまいります。

また、町内の幹線道路も年々整備され、交通環境も大きく変化する中、道路交通法の改正により令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」「ながらスマホ」の罰則が強化され、自転車の酒気帯び運転が新たに罰則の対象とされました。今後とも、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動を行い、町民全体の交通ルールの遵守や交通マナーの向上等の交通安全意識の醸成を図ってまいります。

平成30年度から令和5年度にかけて整備を進めてきました「多度津駅前広場」につきましては、令和6年4月に開場いたしました。今後は、周辺地域はもとより、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる広場を目指してまいります。また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を継続して行ってまいります。また、老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づいた適切な維持管理をしていくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めてまいります。また、令和6年度から地方公営企業法を適用したことにより、経営の安定化や透明性が確保され、より効率的な事業運営を行うとともに、適正な使用料の検討や持続可能な経営戦略の改訂を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、雨水幹線の整備を計画的に進めており、令和6年度は、昨年度から継続して、堀江第2排水区において雨水幹線の整備を実施しております。新年度も引き続き、雨水幹線の整備を進めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

水防対策についてですが、桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に、計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに、県と協議しながら桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年6月に策定した「第2次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民・事業者・各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。また、一般廃棄物の処理につきましては、「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進し、ごみ処理業務の効率化を図るとともに、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を行う3R運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。また、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減等の課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでまいります。

人と動物との共生に関しましては、野良犬や野良猫の対策として、犬や猫の不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。

また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和の取れた共生社会を目指してまい

ります。

【安心して暮らせる環境の整備】

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害、浸水等の水害など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、より一層、防災訓練や防災研修を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。また、今後とも最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知・啓発することにより防災意識の醸成を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図るとともに、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど、官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、令和3年度改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、ホームページへの掲載やハザードマップを全戸配付することにより町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに、災害発生時には避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう、防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

指定避難所につきましても、備蓄品の適切な管理と生活環境の向上に向け、計画的な整備を実施してまいります。

消防体制の強化につきましては、「自助・共助・公助」を基本として、地域防災の中核となるべき消防団が連携・協力できるように消防団長直轄の団本部内に「本部分団」を組織し、指揮命令系統を確立するとともに組織訓練・安全管理体制等の強化を計画的に取り組み、消防技術の向上と人材の育成に努めてまいります。

さらに、女性防火クラブ、少年消防クラブと協力して防災・防火活動の普及促

進や啓発活動を継続し、各種団体・事業所への消防訓練指導や講習会を通じて防災・防火意識の高揚を図り、地域防災力の向上強化に取り組み、あわせて、消防職員数の適正化と、防災に欠かせない消防資機材・設備及び消防水利等の有効活用と整備にも努めてまいります。

一方、常備消防においては、隣接する丸亀市、善通寺市、多度津町で平成26年4月より119番受信・消防救急指令・組織情報共有等の中核として共同運用を開始した「中讃消防指令センター」が、令和7年度中には新しい標準化仕様の指令システム及び機能アップを図った消防救急無線が更新されることにより、多様な受信体制を整備して、災害発生時や重複通報にも3消防本部が緊密な連携の下、早急に相互応援体制を確立できるように、この体制を更に強化して、町民の安心安全を守ってまいります。

また、急速な少子高齢化の進展を背景に需要が増加している救急業務については、島しょ部を含む多様な救急要請に対して、確実な救急搬送体制の確保・維持に取り組むとともに、「離島救急患者輸送費補助事業」など各種の支援事業を継続してまいります。さらに、救命講習会を定期的に行うことで、広く住民に応急手当の普及を図りながら、特定医療行為が可能な認定救命士の養成も含め、「救急救命士養成推進計画」に基づく救急救命士の養成や救急救命士の複数人運用を行い、救急訓練等を引き続き実施し、救命率の向上や高度な救急体制の整備に努めてまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、令和5年12月13日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）」及び「空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として「多度津町老朽危険空き家除却補助事業」を引き続き実施してまいります。

住宅の耐震化につきましては、昨年1月に発生しました「能登半島地震」や、

8月には「南海トラフ地震臨時情報」が発令されたことなどより、将来発生の可能性のある南海トラフ地震に備えるため、「住まいの耐震化無料相談会」及び「民間住宅耐震対策支援補助事業」の周知徹底に努めるとともに「住民向け耐震対策出前講座」などを実施し、住宅の耐震化をより一層促進してまいります。

町営住宅の整備・充実につきましては、「多度津町町営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理及び用途廃止に伴う解体を行うとともに、長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建て替え事業を検討してまいります。

近年、被害額が増額している特殊詐欺などに対する特殊詐欺等被害防止対策や消費者被害防止対策につきましては、引き続き、警察等と連携した特殊詐欺等被害防止を呼びかけるキャンペーンの実施ほか、県が設置する消費者安全確保地域協議会へ参加するとともに、関係機関・団体等と連携し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

【環境に配慮したゼロカーボンシティの実現】

次に、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現であります。本町は令和4年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティへの挑戦を宣言しております。

この実現に向け、住宅用太陽光発電システムの設置補助や緑のカーテン事業を実施してまいります。

また、令和6年度は新たな取組として、省エネ効果の高い家電製品への買換促進補助、公共施設や民間施設のクーリングシェルター指定並びに公共施設へのEV充電スタンドを設置しており、これらの取組は新年度も継続してまいります。

そのほか、町民や事業者への積極的な情報発信に努め、本町の豊かな自然や特色のある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、町全域の温室効果ガスを削減するための施策を主導してまいります。

基本政策の3点目は、「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」であります。

【地域経済・地域産業の活性化】

まず、地域経済・地域産業の活性化であります。農業につきましては、国において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に、食糧安全保障の確立、農林水産物の輸出促進、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進などの数々の施策を推進するとの方針が示されております。

そのうち水稻につきましては、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づいて生産することとなっています。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費や単独町費の補助制度に基づく事業を活用し、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに、県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業・農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。なかでも、多面的機能支払制度に関しましては、令和6年度から既存の活動組織を含む町内全域を対象とした大規模組織を立ち上げ、本町全体での活動に取り組んでおり、制度の活用を積極的に支援してまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や

施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借りに係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。さらに、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、今年3月に策定する地域計画及び目標地図を随時更新し、農地の活用と地域農業の維持に努めてまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、多度津高等学校と連携し、イノシシ用やアライグマ用といった対象に応じた各種箱わなを製作、運用してまいります。また、丸亀地区・善通寺地区両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲・駆除に努めるとともに、効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃料費や物価の高騰、漁業者の高齢化及び後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業、カキ等の養殖事業及びマダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、さらに「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても、養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、原油価格・物価高騰等の影響を受けている町内の企業や事業者に対する支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。あわせて、自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業等を通じて、販売力の強化を支援するとともに、香川県よろず支援拠点による経営個別相談会を引き続き開催し、事業者へのきめ細やかな支援を続けてまいります。また、新工場等の設立に対する助成措置による企業誘致や留置の促進を続けてまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、県内関係機関と連携しながら、創業希望者への支援や新たな掘り起こしを行い、町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、ハローワークと連携して出張ハローワークを引き続き実施するとともに、香川県就職・移住支援センターとの連携による町内企業と求職者のマッチング事業を推進してまいります。また、町内企業を紹介する冊子の配布や、中学校における地元企業PR事業「たどつの企業大集合 in 多中」を通して、若い世代の方が町内企業の魅力を知る機会を設け、将来の地元での就職に繋がるよう発信を行ってまいります。

【魅力あふれる観光の振興】

次に、魅力あふれる観光の振興であります。新年度は「瀬戸内国際芸術祭2025」及び「大阪・関西万博」と国際的にも注目されるイベントが開催されるため、国内外からより多くの観光客などが見込まれますので、県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化などを図ってまいります。

また、観光振興団体への支援や、観光情報の発信を引き続き実施するとともに、従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による本町への来訪者の増加、交流人口等の拡大に努めてまいります。

【多様な交流の促進】

次に、多様な交流の促進であります。将来にわたる人口減少を少しでも和らげるための移住・定住促進施策として、町内でも増加している空き家の利活用や東京圏からの移住、本町での新婚生活への経済的な支援を継続するとともに、新年度から新たに開始する若者を対象とした奨学金の返還支援を実施することで、

若者の流出抑制及び本町への移住定住促進を図ってまいります。また、移住フェアなど、都市圏等で行われる各種イベントに出展し、本町での暮らしやその魅力について、積極的なPRを継続してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、令和6年度から新たな取組として、より地域と密着した活動を隊員に行ってもらうために、民間連携隊員をサポートし、まちの活性化に貢献いただく支援団体を認定の上、民間連携隊員を委嘱しました。今後とも隊員が地域の方と協力して活動に取り組んでいけるよう、体制づくりを進めるとともに、本制度をより積極的に活用し、地域力の維持・強化を図ってまいります。

【地域資源を活かしたまちづくり】

次に、地域資源を活かしたまちづくりにつきましては、文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において、様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供してまいります。また、公民館では、地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を展開し、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して、文化の向上に努めてまいります。さらに、資料館においては、地域の歴史等を伝える資料の収集を行うとともに、収蔵資料をいかした様々な分野の企画展を開催し、本町の歴史・伝統・文化の魅力を伝えるとともに、その価値を町内外の方々に再発見いただけるよう働きかけてまいります。また、地域に残る貴重な文化財が、地域の方々の手によって大切に保存され、次世代へと受け継がれていくように、調査・研究等の支援を行い、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信にも努めてまいります。

基本政策の4点目は、「時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり」であります。

【コミュニティを軸とした官民協働のまちづくり】

まず、コミュニティを軸とした官民協働のまちづくりであります。コミュニティ助成事業等、コミュニティの活性化に係る各種の情報発信に努めてまいります。

また、住民ワークショップやアンケート等を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、民間企業等とそれぞれの強みをいかした協働の取組を検討しながら、まちの活性化に取り組んでまいります。

【多様性を認め、人権を尊重する社会の確立】

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や令和3年2月に策定した「第4次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するために取り組んでまいります。また、令和2年度に仲多度郡3町が合同で実施した「人権・同和問題に関する意識調査」の分析結果も踏まえ、人権計画等と併せて施策に反映させることで、町民一人一人の人権が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることが出来るまちの実現を目指し、令和5年6月に公布された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念に沿った啓発に努めるとともに、令和5年10月から香川県パートナーシップ制度が始まったことから、県及び各市町との連携により、宣誓手続の簡素化や

利便性の向上に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和7年度は「第3次たどつ男女共同参画プラン」が計画期間を満了することから、「第4次たどつ男女共同参画プラン」の策定を進めてまいります。この計画や「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携して、男女共同参画社会形成のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

【時代の要請に対応した行財政運営】

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。限られた財源と人的資源の中で、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応すべく、引き続き「行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」に基づいた行政改革を推進します。

また現在、町が実施している事業について、それぞれの事業の必要性や費用対効果などを評価・再検証し、事業内容や実施方法等のブラッシュアップに繋げるとともに、時代の変化などにより、既にその役割を終えたと考えられるような事業等は縮小・廃止し、効果的・効率的な行政運営を目指します。

財政運営につきましては、令和5年度決算における実質公債費比率は、前年度から0.7ポイント増加して12.0%となりました。また、将来負担比率は、前年度から4.1ポイント減少して169.0%となりました。いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な範囲内ではありますが、全国的に見て高い比率となっておりますので、今後は町債の新規発行額の抑制により数値の改善を図りながら、更なる事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行うことで、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

組織・機構の在り方につきましては、将来あるべき組織・機構を念頭に置きながら、常に組織の課題や住民ニーズの変化について点検を行い、必要に応じて変

更などを加えることで、時代に即した組織の最適化と更なる住民サービスの向上に努めてまいります。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、国の方針であるデジタル社会の実現に向け、マイナンバーカードの利用シーンが広がっており、本町でも住民票などのコンビニ交付・マイナ保険証・転出の際などのオンライン申請の利用者が急激に増えております。

また、マイナンバーカードの導入開始から10年が経過し、更新時期を迎える方の手続も増加しているため、夜間・休日開庁の実施や職員による出張申請にも積極的に取り組むとともに、引き続き、円滑な交付体制の整備とマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、国が本制度の適用期限を3年延長することを決定しましたので、新年度以降も本制度を活用するために内閣府に地域再生計画の認定申請を行うとともに、制度に関する情報を収集し、企業への働きかけなどを積極的に行ってまいります。

広域行政の推進につきましては、日々変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに対応していくため、丸亀市を中心市として構成される定住自立圏域での連携を更に深めてまいります。「第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に計画されているスケールメリットをいかした取組を実施することで、圏域全体の活性化に努めてまいります。

【おわりに】

以上、私の令和7年度の町政に臨む所信を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など、引き続き粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えておりますが、冒頭に申し上げました町の将来像「主役は 町民（わたし） 歴史を未来へつなぐまち たどつ」を目指し、本町の特色をいかしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、

私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。